

補助制度の目的

地域の医療提供体制の確保に向けて
病院が行う訪問歯科診療等を実施するために必要な
機器等の整備に要する経費を支援します



補助制度の概要

病院の開設者で、下記の要件を全て満たす者

補助事業者

- ①所在地が新潟県内であること
- ②歯科、歯科口腔外科、小児歯科及び矯正歯科のうち、
一つ以上を標ぼうしていること
- ③訪問歯科診療を実施している、又は新たに実施する予定があること
- ④地域の歯科診療所と連携体制を構築している、又は新たに構築すること
- ⑤地域の歯科診療所の後方支援を行うこと

※診療所は補助対象外です

訪問歯科診療を実施するために必要な
診療機器等に係る備品購入費（ただし消費税は除く）

対象経費

(例)
ポータブル歯科ユニット、ポータブル歯科X線装置、
ポータブル耳鼻咽喉ファイバースコープ、
デジタル口腔撮影カメラ、コードレスコントラハンドピース 等



※老朽化に伴う単なる更新に係るもの、汎用情報機器、車両及びその付属品は除きます

基準額

3,638,000円

補助率

3分の2

下限額

100,000円 ⚠️ R7要綱改正により、下限額が引き上がりました

※1品当たりの額が下限額に満たない機器は補助対象外です

詳細は下記の電子申請システムから交付要綱等をダウンロードしてご覧ください

令和7年度補助金の申請について

申請先

新潟県電子申請システム

令和7年度「病院における訪問歯科診療機器等整備事業補助金」交付申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24559


申請期限

令和7年11月19日(水)

お問合せ先

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

TEL:025-280-5934(直通)

e-mail:ngt040240@pref.niigata.lg.jp



はじめよう、

けんこう time